

審 査 基 準

令和5年4月1日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則（16-3）
根 拠 条 項：第13条第2項
処 分 の 概 要：教習指導員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
審 査 基 準：法令の定め尽くされている。
標 準 処 理 期 間：3日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：交通部運転免許本部運転教育課
問 い 合 っ せ 先：交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係（電話043-274-2000）
備 考：